

地域公共交通確保維持改善事業に係る計画

神戸市における、国の地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助及び地域内フィーダー系統補助）の対象系統は下記の 7 件であり、神戸市地域公共交通計画の別紙として、添付のとおり令和 9 年度分（補助対象期間：R8.10～R9.9）の補助計画（補助系統の詳細等）を策定し、国に提出することについて同意をいただきたく協議します。

また、軽微な修正が必要となる場合は、事務局に一任いただきたく存じます。

①地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（5 系統）

運行系統名	運行形態	運送予定者
社～三木営業所～明石駅前	路線定期運行	神姫バス（株）
三木営業所～養田～西神中央駅前	路線定期運行	神姫バス（株）
社～御坂～三宮	路線定期運行	神姫バス（株）
三木営業所～硯町～明石駅前	路線定期運行	神姫バス（株）
大久保駅～岩岡出張所前～西神中央駅前	路線定期運行	神姫バス（株）

②地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金（2 系統）

運行系統名	運行形態	運送予定者
名塩・生野高原地域	路線定期運行	阪急タクシー（株）
青葉台・柏尾台地域	路線定期運行	神鉄タクシー（株）

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

令和 8 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 神戸市地域公共交通活性化協議会
住 所 神戸市中央区浜辺通 2 丁目 1 番 30 号三宮国際ビル 6 階
代 表 者 氏 名 会長 小谷 通泰

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

令和 9 年度の事業目標は、引き続き、国、県、沿線市町の地域間幹線系統補助事業を活用し、神戸市公共交通計画で定めた目標値を目指す。

指標	基準値	目標値（令和 9 年度）
補助対象路線の 1 日当たりの実績輸送量	15 人/日・路線	基準値以上
補助対象路線の収支率	50%（令和 5 年度）	基準値以上
補助対象路線の経費に対する自治体負担額	85 百万円（令和 5 年度）	基準値以下

※上記指標等は、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）の関連する項目のみ掲載

※神戸市公共交通計画 P. 70「数値目標の設定」より抜粋

（２）事業の効果

地域間幹線バス系統を維持することにより、神戸市及び沿線市の市民の日常生活に不可欠な交通手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

（本市の取り組み）

- ・ ICT の活用による情報提供
スマートフォンやデジタルサイネージ（西神中央駅・名谷駅）などを利用した公共交通の乗り継ぎや運行などの情報提供を進める。
- ・ 神戸市在住の高校生等が市内高校等に通学する場合の通学定期代を全額補助（無料化）
2024 年 9 月から、神戸市独自の制度として、全国初の通学定期代の無料化に踏み切り、さらに 2025 年度には、神戸市在住の高校生が「市外」の高校等へ通われる場合の補助内容を拡充した。
- ・ 2025 年度には将来の神戸の地域を支える公共交通について、地域住民と話し合う場を設けるべく、公共交通フォーラムを北区と長田区と西区で実施した。

（事業者の取り組み）

- ・ 系統や便数、運行ダイヤの見直し

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統） 令和 9 年度（予定）

詳細は、後頁「別表 1」参照

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る該当の幹線系統について、その運行に係る費用に対し、神戸市から運行事業者への補助金額については、基本的に、運行収入及び国庫補助金を運行費用から差し引いた差額を、系統キロ程に対する神戸市のキロ程の割合に応じて負担することとしている。

詳細は、後頁「別表 2」参照

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

「補助対象路線の 1 日当たりの実績輸送量」「補助対象路線の収支率」「補助対象路線の経費に対する自治体負担額」に関し、事業者報告書、決算報告書等の資料から算定を行う。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容」を添付。すべての系統において生産性向上の取組を行い、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 7 条に基づき、収支率を 1 %改善することを目標としている。 詳細は、後頁「別表 9」参照
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
補助対象路線を走行している車両の老朽化が進んでおり、早急な買い換えが必要となっていたことから、利用者の安全性確保のために令和 5 年度で 2 両を新規購入し、更新を行っている。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
（１）事業の目標 令和 9 年度は、神姫バスの 2 台（対象路線「社～三木営業所～明石駅前」、「三木営業所～養田～西神中央駅前」）の車両更新することで、R5 年度実績以上の年間利用者数を目標とする（詳細は、後頁「対象系統 R5 実績」参照）。
（２）事業の効果

車両を計画的にノンステップバス等のバリアフリーに対応した車両を導入することにより、子どもから高齢者、障害のある方がバスに乗りやすい環境整備につながる。合わせて、主として運行する幹線系統の維持に寄与し、そのことが市民の日常生活に必要な移動手段の確保につながる。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

詳細は、後頁「別表 6・7」参照

なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する「社～明石駅前線」等の車両の取得について、購入費用総額 26,070 千円/台のうち、神戸市から運行事業者への補助金額については、補助対象経費の限度額（15,000 千円/台）から国庫補助金を差し引いた差額を、沿線市町で按分し負担することとしている。

**14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

**15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

**16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

市民代表や交通事業者、各種団体、学識経験者、関係行政機関を交えた協議会を開催。

■第 11 回神戸市地域公共交通活性化協議会

（日時）令和 6 年 3 月 27 日（水）

- ・地域間幹線系統補助に伴う神戸市地域公共交通計画の変更
- ・神戸市地域公共交通計画の進捗 ほか

■第 12 回神戸市地域公共交通活性化協議会 ※書面開催

（日時）令和 6 年 6 月 18 日（火）

- ・「令和 7 年度 地域間幹線系統補助計画」「令和 7 年度 フィーダー系統補助計画」「令和 6 年度 フィーダー系統補助計画」の採択

■第 13 回神戸市地域公共交通活性化協議会 ※書面開催

（日時）令和 7 年 1 月 20 日（月）

- ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（R6 フィーダー系統）、地域間幹線系統の運行内容変更（R7.4 月以降）

■第 14 回神戸市地域公共交通活性化協議会 ※書面開催

（日時）令和 7 年 6 月 19 日（木）

- ・「令和 8 年度 地域間幹線系統補助計画」「令和 8 年度 フィーダー系統補助計画」の採択

■第 15 回神戸市地域公共交通活性化協議会

（日時）令和 7 年 12 月 4 日（木）

- ・地域内フィーダー系統補助に伴う神戸市地域公共交通計画の変更
- ・神戸市地域公共交通計画の進捗
- ・地域公共交通計画の改定について ほか

■第 16 回神戸市地域公共交通活性化協議会 ※書面開催

（日時）令和 8 年 1 月 21 日（木）

- ・地域公共交通確保維持改善事業 R 7 事業評価

■第 17 回神戸市地域公共交通活性化協議会

（日時）令和 8 年 6 月●日（木）

- ・「令和 9 年度 地域間幹線系統補助計画」「令和 9 年度 フィーダー系統補助計画」の採択

19. 利用者等の意見の反映状況

上記 18 にて記載の第 17 回神戸市地域公共交通活性化協議会にて諮ったが、特段意見等は出されなかった。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 6 階

（所 属）神戸市都市局交通政策課

（氏 名）白川

（電 話）078-595-6722

（e-mail）fumiko_shirakawa@city.kobe.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るように

別 紙（地域間幹線系統）

して下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和10年度、令和11年度については、令和9年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

令和9年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
兵庫県 (神戸市)	神姫バス株式会社	(1) 社～三木営業所～明 石駅前(12)	8,937.0	
		(2) 三木営業所～養田～ 西神中央駅前(14)	3,081.5	
		(3) 社～御坂～三宮(15)	17,563.0	
		(4) 三木営業所～硯町～ 明石駅前(17)	4,640.0	
		大久保駅～岩岡出張 (5) 所前～西神中央駅前 (20)	826.0	
		(6)		
		(7)		
		合 計		

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

40 年度

補給プログラム名	認可日	認可を受けた補給対象機関	補助金交付金 額(千円) (注) A. の過半割増	改善率 (%)
生活費・医療費	令和3年10月10日	島津機関の 島 年度	3 / 3	
		島津機関の 島 年度	3 / 3	100%
		島津機関の 鹿児島 年度	1 / 3	

神部/ス株式会社

[illegible][illegible]

(1) 記載要領

- 乗客バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自賃第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり経常経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、「認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 「補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合」の欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
- 「改定率」の欄は、認可を受けた旅客運賃の上乗率の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は「(リ)」に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり50人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「リ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は「ヅ」の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「ヅ」の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は「ヅ」の金額を控除して得た金額に「ク」の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、「ヅ」の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)こと。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の「ノ」は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする事業の再編の概要
- 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4.の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し。

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容(令和8年度)

申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	生産性向上の取組に係る取組内容と定量的な効果目標	実施主体と実施時期
12	社～三木営業所～明石駅前	社	三木営業所	明石駅前	①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。明石駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしびじょん。」において時刻表データを提供 ⑤加東市・三木市との運賃施策(市内上限運賃制度)の周知による利用促進 ⑥西脇市・加東市内の地域内フィーダー交通との連携による需要創出 ⑦沿線の学校へのモビリティ・マネジメントによる利用促進 <定量的な効果目標> 上記の取組により、収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④加東市・小野市・三木市・明石市・神姫バス株式会社 ⑤加東市・三木市・神姫バス株式会社 ⑥加東市・西脇市・神姫バス株式会社 ⑦加東市・小野市・三木市・明石市・神姫バス株式会社 <実施時期> 左記の取組は通年での実施を予定する。対外的な調整が必要な案件は、実施の目的が立ち次第とする。
14	三木営業所～養田～西神中央駅前	三木営業所	養田	西神中央駅前	①沿線の通学・通院需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③三木市との運賃施策(市内上限運賃制度)の周知による利用促進 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布 ⑤神戸市バス競合区間における、市バス普通区全線定期券の共用化に伴う利用促進と利用しやすいダイヤ設定の推進 <定量的な効果目標> 上記の取組により、収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③三木市・神姫バス株式会社 ④三木市 ⑤神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
15	社～御坂～三宮	社	御坂	三宮	①沿線の通勤・通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布 ⑤加東市・三木市との運賃施策(市内上限運賃制度)の周知による利用促進 ⑥西脇市・加東市内の地域内フィーダー交通との連携による需要創出 <定量的な効果目標> 上記の取組により、収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④加東市・小野市・三木市 ⑤加東市・三木市・神姫バス株式会社 ⑥加東市・西脇市・神姫バス株式会社 <実施時期> 左記の取組は通年での実施を予定する。対外的な調整が必要な案件は、実施の目的が立ち次第とする。
17	三木営業所～硯町～明石駅前	三木営業所	硯町	明石駅前	①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。明石駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしびじょん。」において時刻表データを提供 ⑤三木市との運賃施策(市内上限運賃制度)の周知による利用促進 <定量的な効果目標> 上記の取組により、収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④三木市・明石市・神姫バス株式会社 ⑤三木市・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
20	大久保駅～岩岡出張所前～西神中央駅前	大久保駅	岩岡出張所前	西神中央駅前	①沿線の通勤・通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④神戸市バス競合区間における、市バス普通区全線定期券の共用化に伴う利用促進と利用しやすいダイヤ設定の推進 ⑤沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。大久保駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしびじょん。」において時刻表データを提供 ⑥沿線の学校へのモビリティ・マネジメントによる利用促進 <定量的な効果目標> 上記の取組により、収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④神姫バス株式会社 ⑤明石市・神姫バス株式会社 ⑥明石市・神姫バス株式会社 <実施時期> 左記の取組は通年での実施を予定する。対外的な調整が必要な案件は、実施の目的が立ち次第とする。

表6 車両の取得計画の概要

[illegible]

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿 京阪神	2～3	社～三木営業所～明石駅前 三木営業所～養田～西神中央駅前	第12・14号	第14・17号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度フ(2年目の みタ)の額＝ラ	普通償却限度額 (円) (定率法) $ラ \times 0.4 =$ $ム$ (定額法) $ナ \times 0.2 =$	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) $ム + ウ = ノ$	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少 ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 $ク \times ヤ \div 12$ (月)＝マ (最終年度) $ク = マ$	計画額(千円) $マ \times 1/2 = ケ$	* 残存価格 (円) $ラ - マ = フ$
2	15,000,000	3,310,382	3,000,000	0	3,000,000	649,618	649,618	12	649,618 円	324.8	2,660,764
3	15,000,000	3,310,382	3,000,000	0	3,000,000	649,618	649,618	12	649,618 円	324.8	2,660,764
計	30,000,000	6,620,764	6,000,000	0	6,000,000	1,299,236	1,299,236		1,299 千円	649	5,321,528

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対 象額(円) ナの額以内＝ユ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) $ア \times 1/2 = サ$
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ＋ア	計画額(千円) ケ＋サ
1,299	649

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック名	申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿 京阪神	2～3	86,000円	13%	562,000円	87%			1,600円		
合計		86,000円		562,000円				1,600円		

令和9年度 バス対策(国庫協調補助路線維持)費補助事業(車両購入費補助)の内容

記

1 交付を受けようとする補助金の額

購入年度	車両数	補助対象経費
	A	B
令和5年度	2 両	649 千円

負担者	補助率 C	補助金額 $A \times B \times C$	補助金額(予定) 令和10年度以降	補助金の額(予定) 合計(償却済含む)
国	1/2	649 千円	216 千円	12,554 千円
県+市町	1/2	645 千円	213 千円	12,517 千円
事業者(端数)		4 千円	3 千円	37 千円
補助合計		1,298 千円	432 千円	25,108 千円

2 各市町の負担額について

負担者	補助率 D	補助金額 国補助金額×D	補助金額(予定) 令和10年度以降	補助金の額(予定) 合計(償却済含む)
加東市	9.6%	62 千円	20 千円	1,191 千円
小野市	22.4%	145 千円	48 千円	2,776 千円
三木市	18.3%	118 千円	39 千円	2,318 千円
神戸市	42.3%	274 千円	91 千円	5,342 千円
明石市	7.2%	46 千円	15 千円	890 千円
市・町補助合計		645 千円	213 千円	12,517 千円
自社負担(端数)		4 千円	3 千円	37 千円
		649 千円	216 千円	12,554 千円

※各市町補助金の額は、国補助金額の同額を各市町実車走行キロ比率により按分し算出
※申請金額には路線補助同様、兵庫県負担額を含む

令和 8 年 6 月 日

（名称）神戸市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

○名塩・生野高原地区

・生野高原地域は、兵庫県神戸市北区の北東に位置し、市境を南に西宮市と隣接している。同地域は丘陵に囲まれ、市内への交通経路は無く、南接する西宮市名塩地域を経由するほか、主要駅へのアクセスは困難である。また、同地区を経由する路線バスが運行していないことから、かねてより通学・通勤や通院・買い物などの日常生活の移動手段の確保が課題となっていた。

一方、隣接する西宮市名塩地域においても、山間部に位置していることから地形的勾配が急で、徒歩や自転車による移動が困難な地域となっており、当該地域の高齢化率は **31.2%（令和 8 年 3 月 31 日現在）** と高く、自家用車による移動が困難な高齢者等に 対する日常生活に最低限必要な移動手段の確保が喫緊の課題となっていた。生活の足の確保という共通の課題を有する生野高原地域と名塩地域は、日常生活に最低限必要な移動手段について、コミュニティ交通の導入によりこの課題解決を図ることとし、地域住民により名塩コミュニティバス準備委員会を組織し、2回の試験運行を経て 令和 6 年 4 月 1 日より本格運行を開始している。

この取組は、地域公共交通確保維持事業により、路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

○青葉台地区

・青葉台地区は、半径1km以内にバス停は存在するものの、最寄りの「青葉台口」バス停 まで道路距離で約720m程度離れており、平均5.9%（市道青葉台 1 号線距離 718mの平均）の勾配もあり、徒歩等で移動することが困難である。

・さらに、青葉台地区の高齢化率は39.6%であり、自家用自動車を運転できない高齢者等の移動手段の確保が喫緊の課題となっている。

○柏尾台地区

・柏尾台地区は、半径1km以内にバス停は存在するものの、最寄り駅の「大滝口」バス停 まで道路距離で約1.35km程度離れており、平均6.5%（柏尾台 1 号線 距離1,355mの平均）の勾配もあり、徒歩等で移動することが困難である。

・さらに、柏尾台地区の高齢化率は31.4%であり、自家用自動車を運転できない高齢者等の移動手段の確保が喫緊の課題となっている。

・令和 4 年 10 月に「青葉台・柏尾台に巡回バスを走らそう会」が発足し、令和 5 年 3 月神鉄タクシー株式会社が運行事業者として選定されて以降、地域組織や運行事業者とともに運行計画を検討し、令和 6 年 3 月から試験運行を開始した。この度、令和 8 年 3 月より本格運行の開始を予定している。

・この取り組みは、地域公共交通確保維持事業により、路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

○指標：1 日あたりの利用者数（生野高原地域）：16 人以上/日

○指標：運行経費に対する市の補助率：50%以下

（神戸市地域公共交通計画 P. 70 参照）

○指標：1 日あたりの利用者数（柏尾台・青葉台地域）：33 人以上/日

○指標：運行経費に対する市の補助率：50%以下

（神戸市地域公共交通計画 P. 70 参照）

コミュニティ交通の運行により、通学・通勤・通院・買い物等の日常生活に最低限必要の移動手段の確保ができる。さらには、外出意欲の増進に伴う移動制約者等の社会参加を促進し、新たなコミュニティづくりと地域の活性化に寄与することが期待される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・定期的に地域、運行事業者、市が会議を行い、より利便性の高い運行計画の検討や利用促進活動の企画等を実施し、利用者の増加を図る。
- ・利用者や地域住民の意見を把握するよう努め、住民ニーズにあった運行や効果的な利用促進活動、広報活動を検討する。

○実施主体

制度設計、導入支援：神戸市

運行管理：名塩・生野高原地域：阪急タクシー（株）

青葉台・柏尾台地域：神鉄タクシー（株）

利用促進、乗って支える取り組み：地域

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

○名塩・生野高原地域

- ・予定している時刻・運行予定期間（令和 9 年度事業）

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日、平日の午前 7 時台から午後 7 時台

・運行事業者

阪急タクシー株式会社

- ・運行事業者の決定の経緯

本格運行にあたり、名塩コミュニティバス準備委員会による公募にて運行事業者を選定

- ・地域内フィーダー系統の補足（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表 7 のハ）

鉄道駅（JR 西宮名塩駅）及び阪急バス株式会社が運行する路線のバス停留所に接続

※別添「表 1」参照

○青葉台・柏尾台地域

（令和 9 年度事業）

運行期間：令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日

運行事業者：神鉄タクシー株式会社

・通常

運行日：平日・土曜日（日曜日・祝日は運休）

運行時間帯：始発：9 時 00 分、終発：17 時 06 分

運行系統：神戸北町 ⇄ 柏尾台・青葉台 ⇄ 箕谷駅

・朝便

運行日：平日（神戸市立山田小学校の開校日のみ）

運行時間帯：7 時 50 分発、8 時 13 分着

運行系統：柏尾台クラブハウス ⇒ 小橋 ⇒ 山田小学校前

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・事業者報告書の資料から算定。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし（地域内フィーダー系統のため）
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし（地域内フィーダー系統のため）
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし（地域内フィーダー系統のため）
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

○名塩・生野高原地域

平成 29 年 7 月：生野高原まちづくり協議会で検討開始

平成 30 年 12 月：「名塩コミュニティバス準備委員会」設立され、生野高原まちづくり協議会が参加

令和元～3 年：運行内容の検討

令和 3 年 7 月：試験運行に向けた「運行事業者との意見交換会」を実施

阪急タクシーを運行事業者として決定

令和 4 年 6～8 月：試験運行（1 回目）の実施

令和 4 年 12～令和 5 年 5 月

：試験運行（2 回目）を実施

令和 5 年 6～9 月：試験運行（2 回目）を、運行内容を変更して延長

令和 6 年 1 月：令和 6 年 4 月からの本格運行開始に向けて、地域公共交通会議を開催

令和 6 年 4 月～：本格運行

○青葉台・柏尾台地域

令和 4 年 11 月 「青葉台・柏尾台に巡回バスを走らそう会」発足

令和 4 年 11 月 地域住民に対するアンケート調査実施

令和 5 年 3 月 神鉄タクシー株式会社を運行事業者に決定

令和 6 年 3 月 試験運行第 1 期開始

令和 6 年 6 月 試験運行第 2 期開始

令和 6 年 11 月 試験運行第 3 期開始

令和 7 年 4 月 試験運行第 4 期開始

令和 7 年 9 月 試験運行第 4 期開始

令和 7 年 12 月 第 15 回神戸市地域公共交通活性化協議会

令和 8 年 3 月 本格運行の**実施**

19. 利用者等の意見の反映状況

○名塩・生野高原地域

運行計画及び利用促進策は、地域住民等より構成する、青葉台・柏尾台に巡回バスを走らそう会において、協議を重ね合意形成を図った。また、住民向けのアンケートの実施や、運行事業者から青葉台・柏尾台に巡回バスを走らそう会へ日々の利用者の声を報告するなど、随時、情報共有を図っている。

○青葉台・柏尾台地域

運行計画及び利用促進策は、地域住民等より構成する、名塩・生野高原ふれあいバス運行協議会において、協議を重ね合意形成を図った。また、住民向けのアンケートの実施や、運行事業者から名塩・生野高原ふれあいバス運行協議会へ日々の利用者の声を報告するなど、随時、情報共有を図っている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 6 階

（所 属） 神戸市都市局交通政策課

（氏 名） 安子・下田

（電 話） 078-595-6768

（e-mail） yuji_yasuko@city.kobe.lg.jp

kohei_shimoda@city.kobe.lg.jp

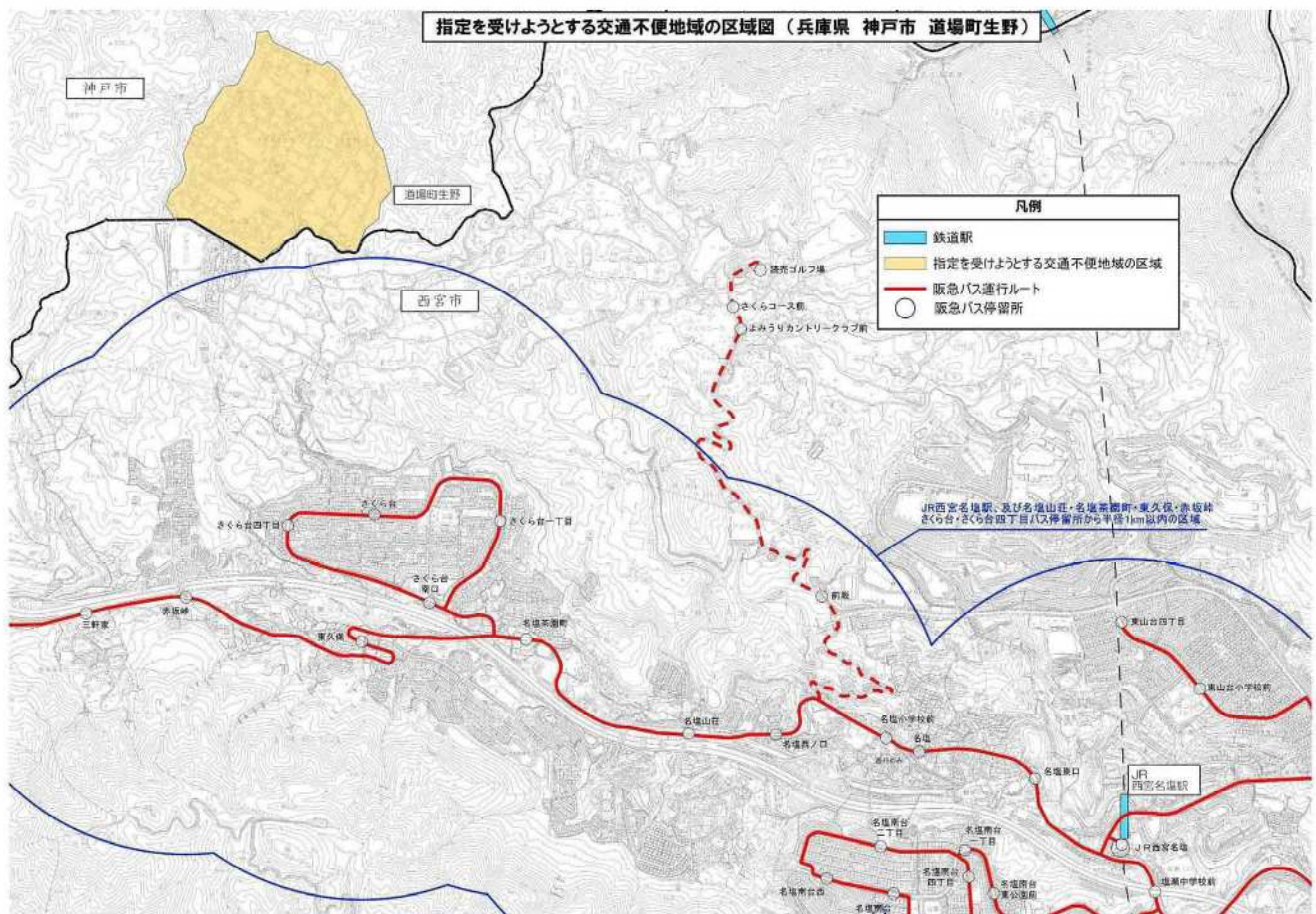
注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

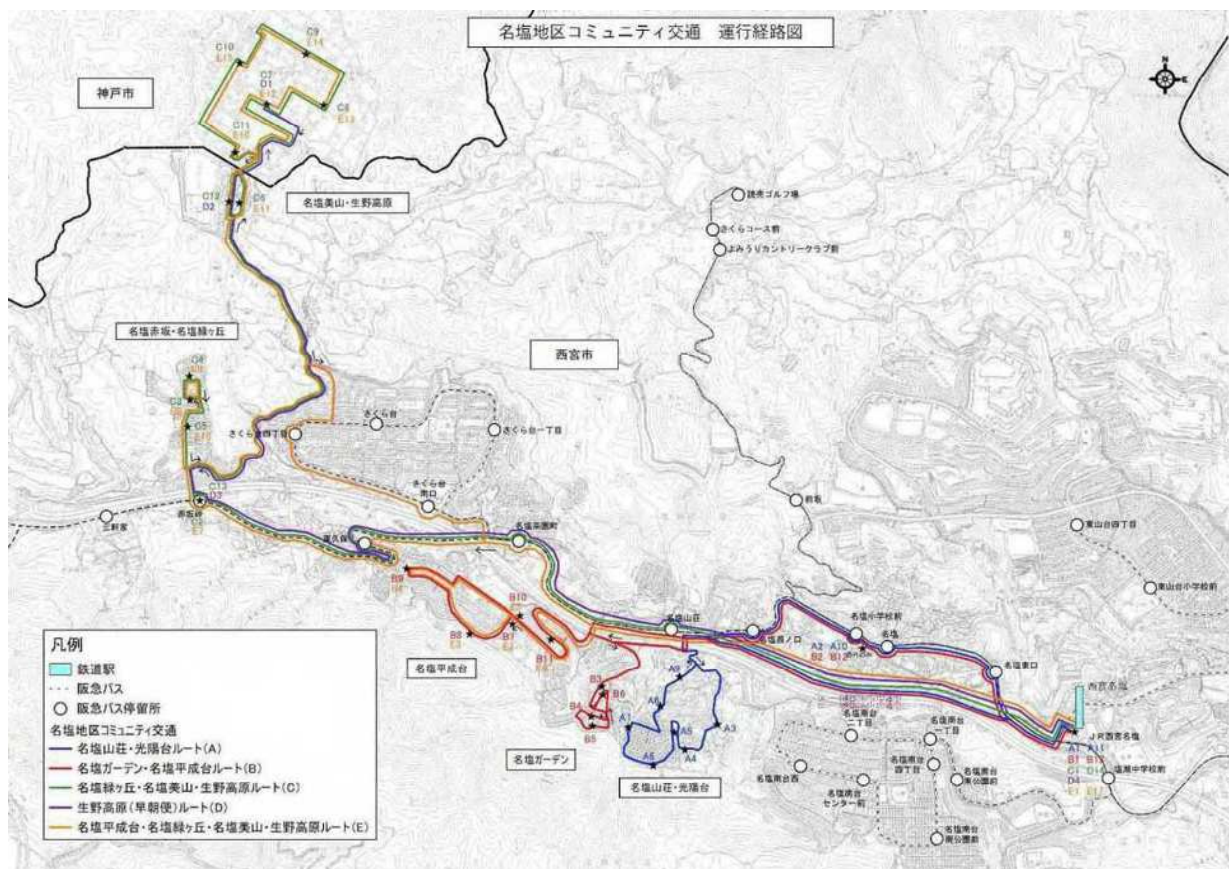
実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

指定を受けようとする交通不便地域の区域図（兵庫県 神戸市 道場町生野）





西宮市北部

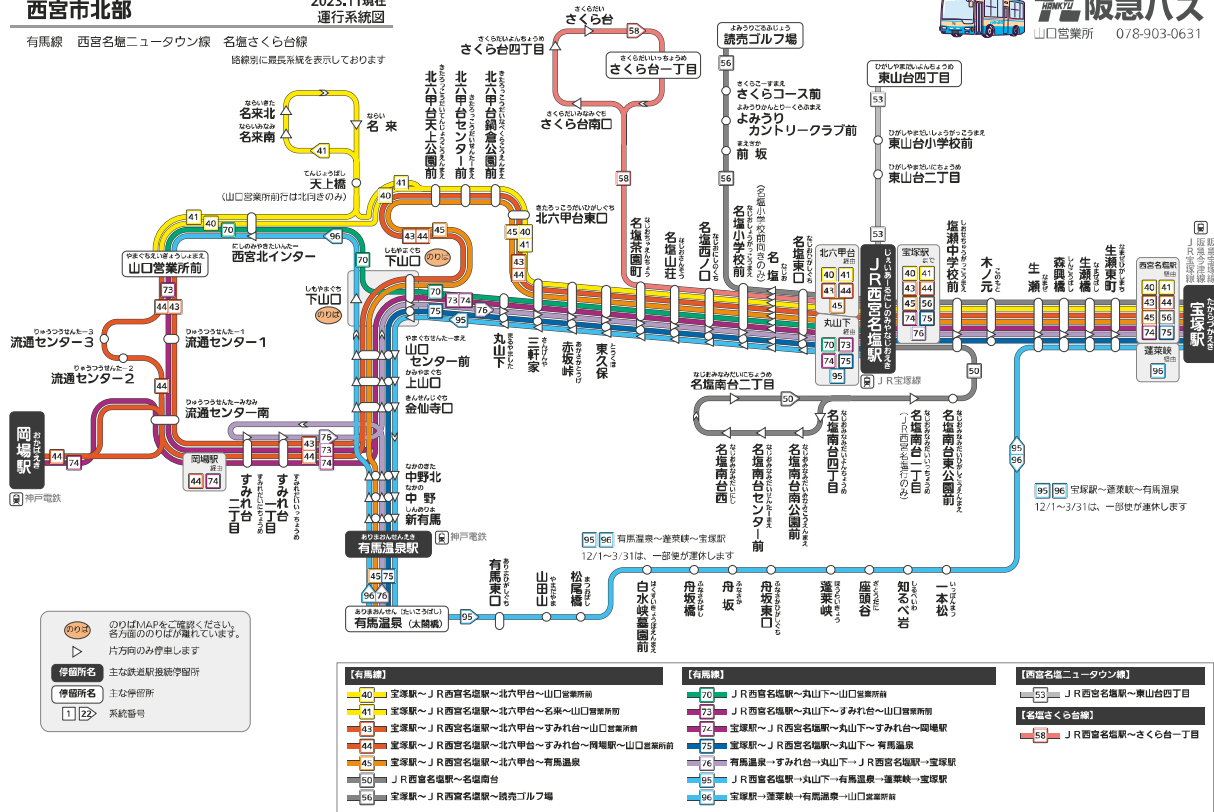
2023.11現在
運行系統図

有馬線 西宮名塩ニュータウン線 名塩さくら台線

路線別に運行系統を表示しております



阪急バス
山口営業所 078-903-0631





運行時刻表

運行日：平日のみ[土曜・日曜・祝日・振替休日は運休]

Be mindful of your manners & Please help each other ride.

A 名塩山荘・光陽台 ルート						
停留所		1便	2便	3便	4便	5便
JR西宮名塩駅(発)	A1	8:40	10:45	13:00	15:10	17:20
名塩金館	A2	8:43	10:48	13:03	15:13	17:23
名塩山荘 萩 東口	A3	8:48	10:53	13:08	15:18	17:28
名塩山荘 さくら 西口	A4	8:49	10:54	13:09	15:19	17:29
光陽台山荘自治会館前	A5	8:50	10:55	13:10	15:20	17:30
光陽台 南公園	A6	8:51	10:56	13:11	15:21	17:31
光陽台 西	A7	8:52	10:57	13:12	15:22	17:32
名塩山荘 銀座 西口	A8	8:53	10:58	13:13	15:23	17:33
名塩山荘 すみれ 西口	A9	8:53	10:58	13:13	15:23	17:33
名塩金館	A10	8:56	11:01	13:16	15:26	17:36
JR西宮名塩駅(着)	A11	8:59	11:04	13:19	15:29	17:39

B 名塩ガーデン・名塩平成台 ルート						
停留所		1便	2便	3便	4便	5便
JR西宮名塩駅(発)	B1	9:10	11:15	13:30	15:40	17:55
名塩金館	B2	9:13	11:18	13:33	15:43	Bypass
名塩ガーデン 池	B3	9:18	11:23	13:38	15:48	18:01
名塩ガーデン 公園前	B4	9:19	11:24	13:39	15:49	18:02
名塩ガーデン 公園上	B5	9:20	11:25	13:40	15:50	18:03
名塩ガーデン きまぐれ朝市	B6	9:21	11:26	13:41	15:51	18:04
平成台 三叉路	B7	9:25	11:30	13:45	15:55	18:08
平成台 山手	B8	9:26	11:31	13:46	15:56	18:09
平成台 西	B9	9:27	11:32	13:47	15:57	18:10
平成台 自治会館前	B10	9:28	11:33	13:48	15:58	18:11
平成台 東階段口	B11	9:29	11:34	13:49	15:59	18:12
名塩山荘ロータリー経由	—	—	—	—	—	—
名塩金館	B12	9:34	11:39	13:54	16:04	Bypass
JR西宮名塩駅(着)	B13	9:39	11:44	13:59	16:09	18:19

C 名塩緑ヶ丘・名塩美山・生野高原 ルート						
停留所		1便	2便	3便	4便	5便
JR西宮名塩駅(発)	C1	9:55	12:00	14:15	16:25	E1
名塩金館	—	Bypass	Bypass	Bypass	Bypass	名塩平成台経由
阪急BUS赤坂峠バス停	C2	—	—	14:24	16:34	E7
赤坂公園前	C3	—	—	14:28	16:38	E8
緑ヶ丘 北	C4	—	—	14:28	16:38	E9
緑ヶ丘 南	C5	—	—	14:29	16:39	E10
名塩美山 国見公園東	C6	10:10	12:15	14:35	16:45	E11
生野高原 自治会館前	C7	10:12	12:17	14:37	16:47	E12
クリーンST 109前	C8	10:13	12:18	14:38	16:48	E13
北小公園前	C9	10:14	12:19	14:39	16:49	E14
クリーンST 111前	C10	10:15	12:20	14:40	16:50	E15
コミュニティプラザ前	C11	10:16	12:21	14:41	16:51	E16
名塩美山 国見公園西	C12	10:18	12:23	14:43	16:53	—
赤坂公園前	C13	10:23	12:28	—	—	—
緑ヶ丘 北	C14	10:23	12:28	—	—	—
緑ヶ丘 南	C15	10:24	12:29	—	—	—
阪急BUS赤坂峠バス停	C16	10:26	12:31	14:48	16:58	—
名塩金館	—	Bypass	Bypass	Bypass	Bypass	—
JR西宮名塩駅(着)	C17	10:35	12:40	14:57	17:07	E17

D 生野高原(早朝便) ルート		
全便NR176/BYPASS走行		
停留所	1便	2便
生野高原 自治会館前(発)	D1 7:35	8:15
名塩美山 国見公園西側	D2 7:37	8:17
阪急BUS赤坂峠 バス停	D3 7:42	8:22
JR西宮名塩駅(着)	D4 7:51	8:31

早朝便ルートは、小中学校の学路以外も運行[平日のみ]

(1)

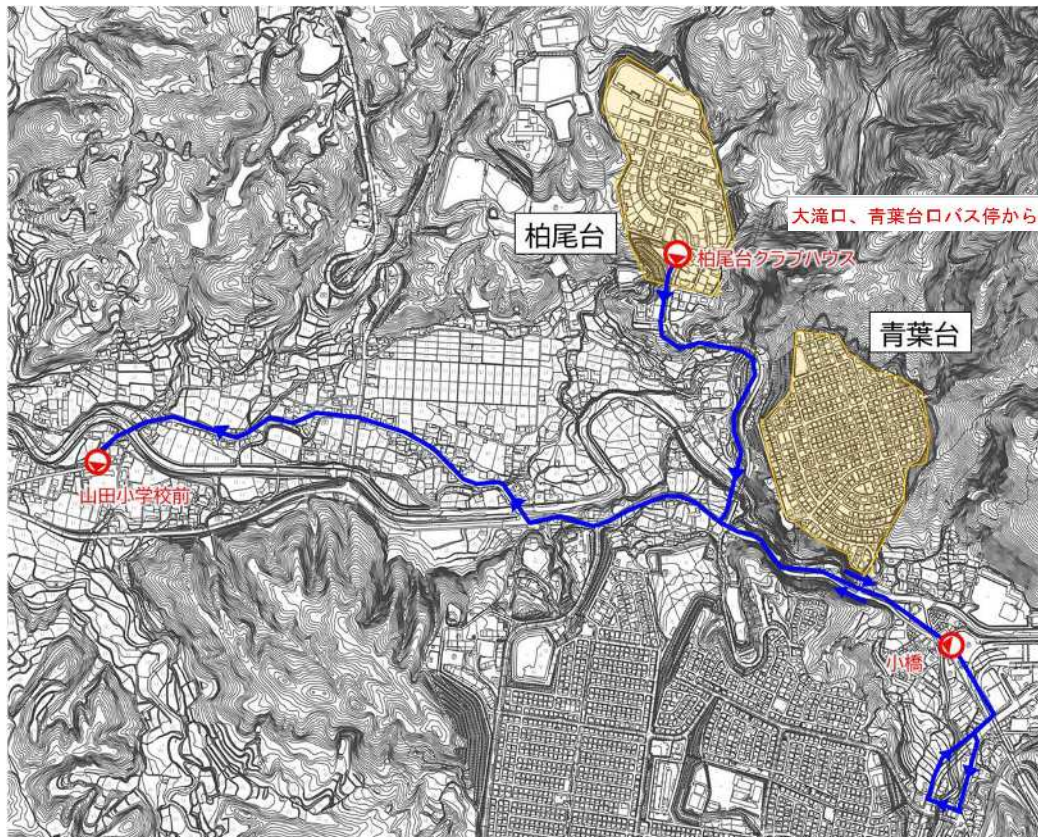
(2)

(3)

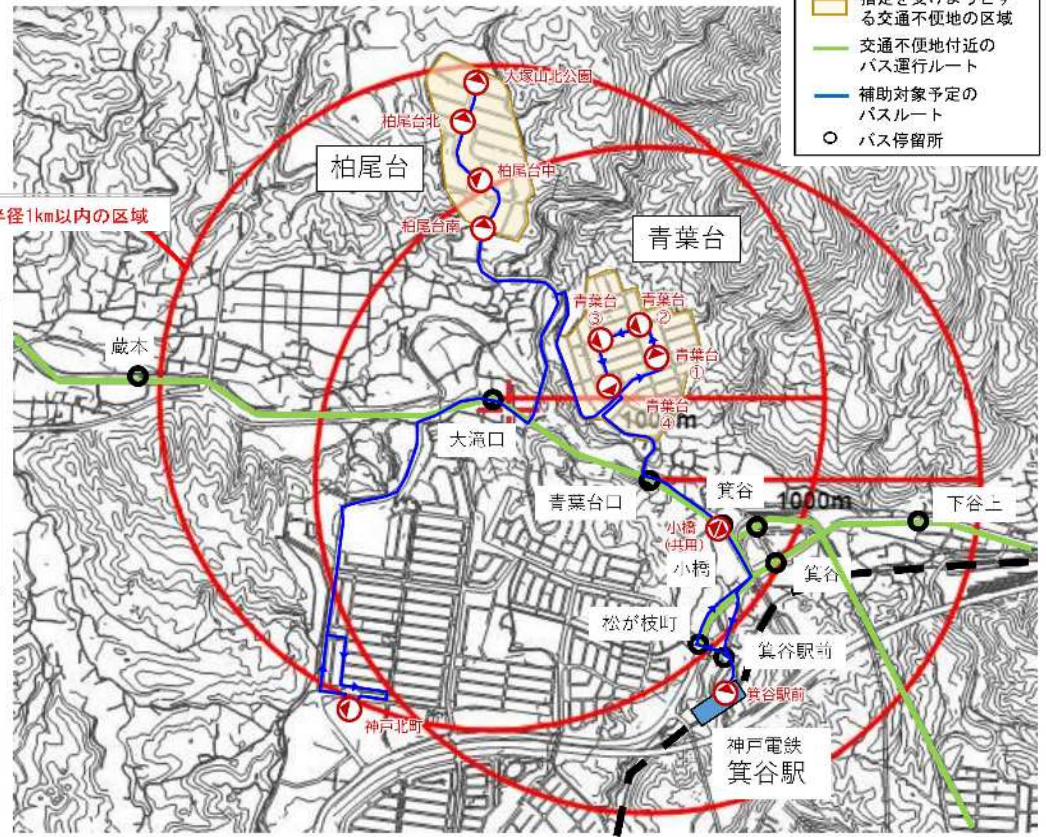
(4)

交通不便地域の区域図 (柏尾台・青葉台)

朝便

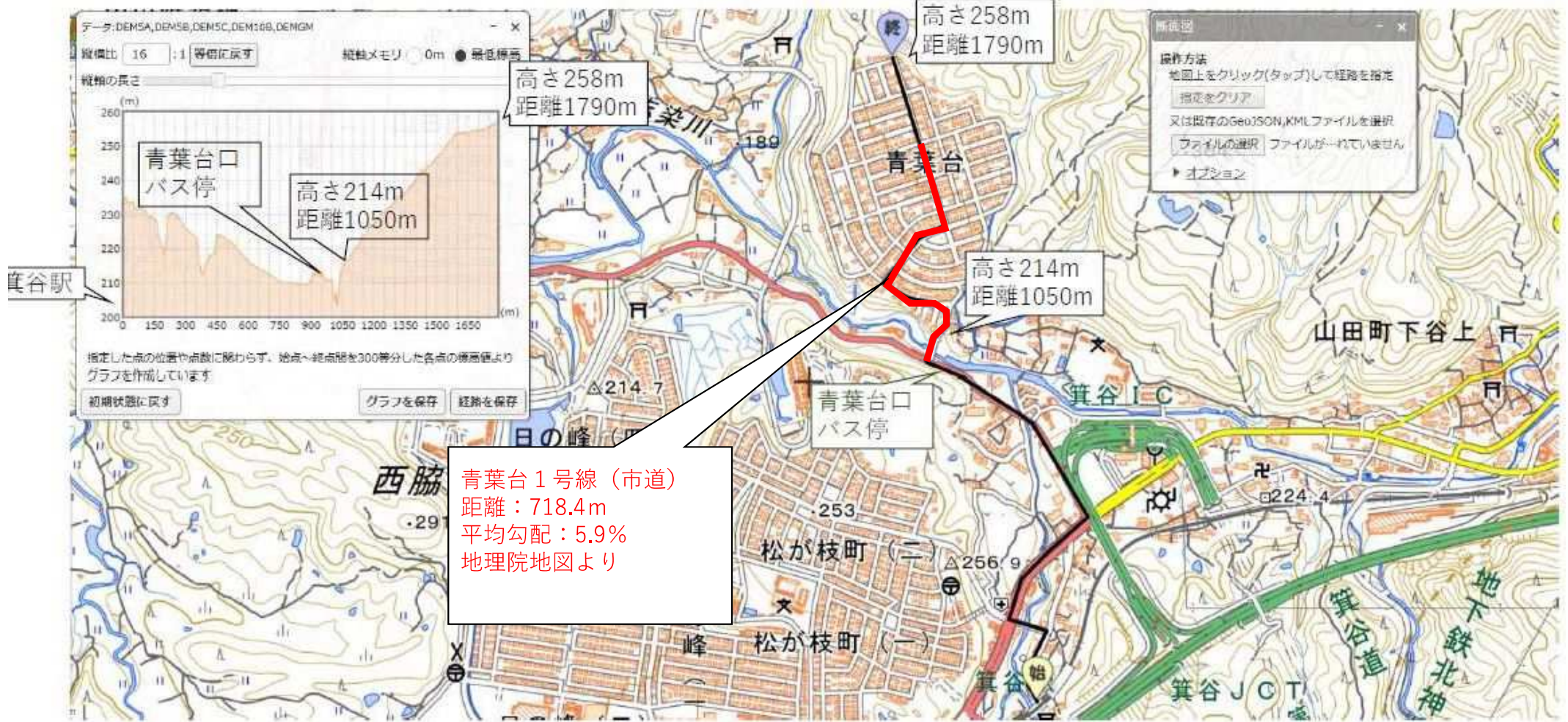


日中便

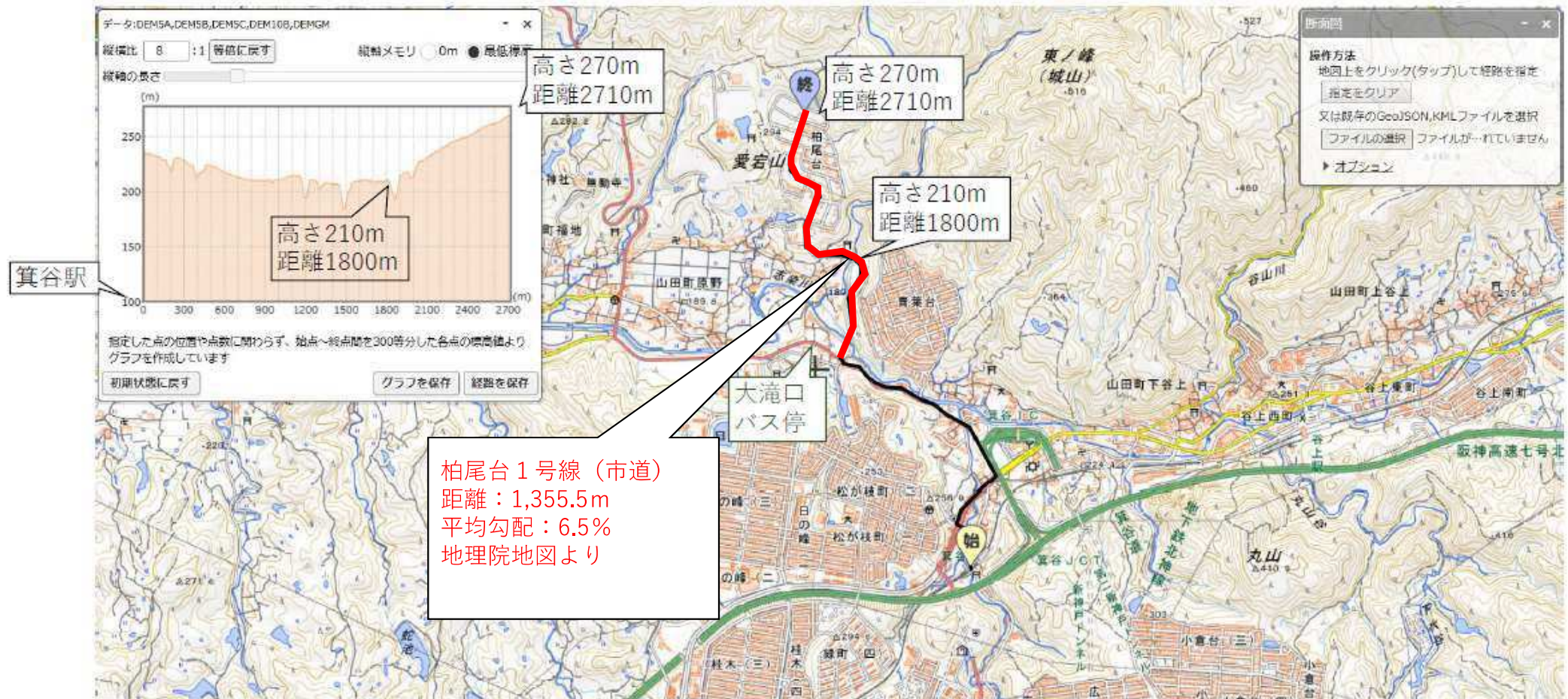


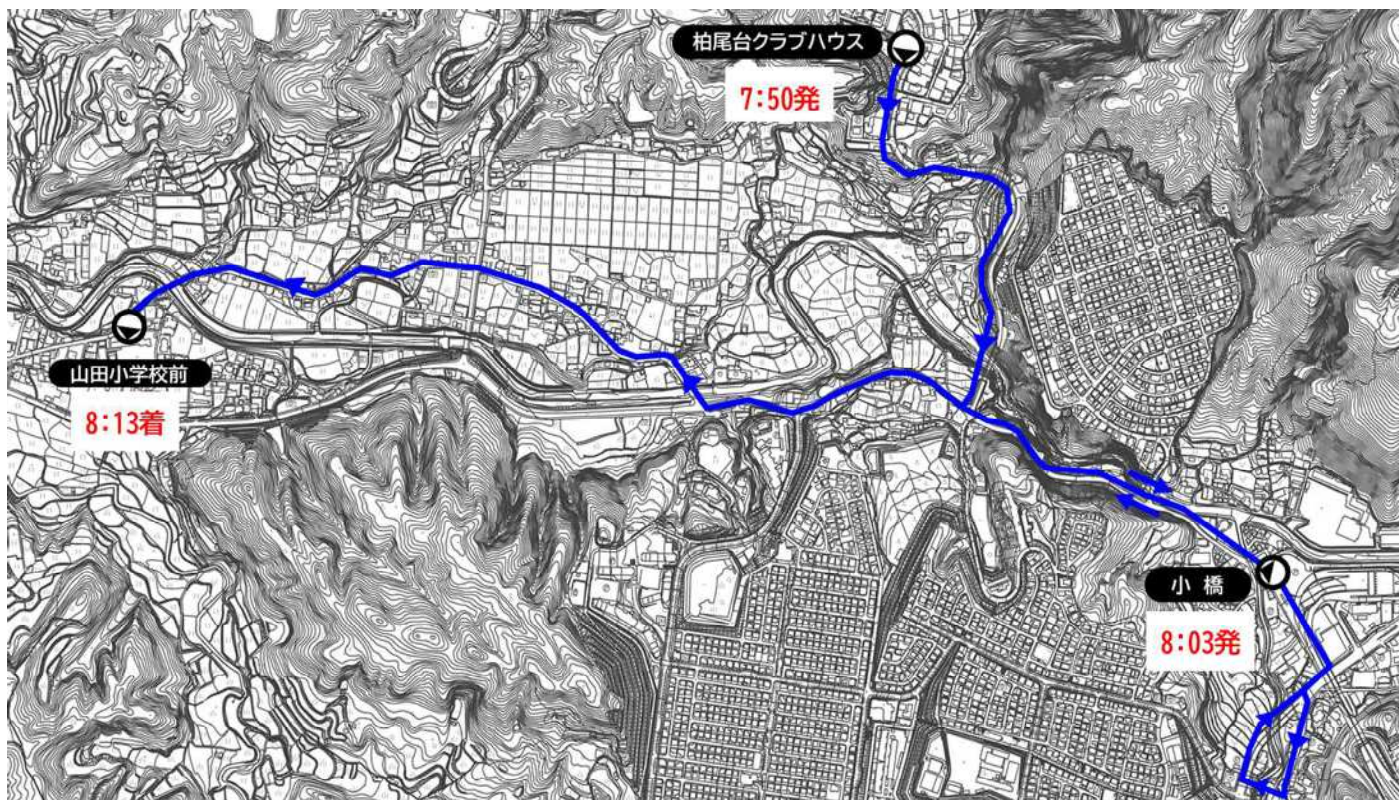
- 【凡 例】
- 鉄道駅
 - 指定を受けようとする交通不便地の区域
 - 交通不便地付近のバス運行ルート
 - 補助対象予定のバスルート
 - バス停留所

箕谷駅・青葉台バス停から青葉台(勾配:約5.9 %)



箕谷駅・大滝口バス停から柏尾台(勾配:約6.5%)





停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
神戸北町（発）	—	9:51	11:06	12:21	14:06	15:21	16:36
柏尾台南	9:00	10:00	11:15	12:30	14:15	15:30	16:45
柏尾台中	9:01	10:01	11:16	12:31	14:16	15:31	16:46
柏尾台北	9:01	10:01	11:16	12:31	14:16	15:31	16:46
大塚山北公園	9:02	10:02	11:17	12:32	14:17	15:32	16:47
青葉台①	9:05	10:05	11:20	12:35	14:20	15:35	16:50
青葉台②	9:06	10:06	11:21	12:36	14:21	15:36	16:51
自治会館前	9:07	10:07	11:22	12:37	14:22	15:37	16:52
青葉台③	9:08	10:08	11:23	12:38	14:23	15:38	16:53
青葉台④	9:09	10:09	11:24	12:39	14:24	15:39	16:54
小橋（箕谷駅行）	9:12	10:12	11:27	12:42	14:27	15:42	16:57
箕谷駅前（着）	9:16	10:16	11:31	12:46	14:31	15:46	17:01
箕谷駅前（発）	9:21	10:21	11:36	12:51	14:36	15:51	17:06
小橋（青葉台・柏尾台行）	9:26	10:26	11:41	12:56	14:41	15:56	17:11
青葉台①	9:29	10:29	11:44	12:59	14:44	15:59	17:14
青葉台②	9:30	10:30	11:45	13:00	14:45	16:00	17:15
自治会館前	9:31	10:31	11:46	13:01	14:46	16:01	17:16
青葉台③	9:32	10:32	11:47	13:02	14:47	16:02	17:17
青葉台④	9:33	10:33	11:48	13:03	14:48	16:03	17:18
柏尾台南	9:36	10:36	11:51	13:06	14:51	16:06	17:21
柏尾台中	9:37	10:37	11:52	13:07	14:52	16:07	17:22
柏尾台北	9:38	10:38	11:53	13:08	14:53	16:08	17:23
大塚山北公園	9:39	10:39	11:54	13:09	14:54	16:09	17:24
神戸北町（着）	9:49	10:49	12:04	13:19	15:04	16:19	17:34

停留所の名称および位置ならびにキロ程

(1)名塩緑ヶ丘・名塩美山・生野高原(1～2便)

停留所名	位 置	キロ程		備 考
JR西宮名塩駅	(新設) 兵庫県西宮市名塩新町5021-7先	(往路)	(復路)	
阪急BUS赤坂峠バス停	(新設) 西宮市塩瀬町名塩字谷口4637-2番地先	4.7		
名塩美山 国見公園東側	(新設) 西宮市名塩美山4-15先	2.2		
生野高原 自治会館前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-1021	0.8		
クリーンST 109前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-93の西側	0.3		
北小公園前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-383の北側	0.3		
クリーンST 111前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-568	0.5		
コミュニティプラザ前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-1022	0.6		
名塩美山 国見公園西側	(新設) 西宮市名塩美山4-1先	0.4		
赤坂公園前	(新設) 兵庫県西宮市名塩赤坂13	2.4		
緑ヶ丘 北	(新設) 西宮市名塩赤坂16-7	0.2		
緑ヶ丘 南	(新設) 西宮市名塩赤坂10-3	0.4		
阪急BUS赤坂峠バス停	(新設) 西宮市塩瀬町名塩字谷口4637-2番地先	0.4		
JR西宮名塩駅	(新設) 兵庫県西宮市名塩新町5021-7先	4.7		
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
計		17.9		

停留所の名称および位置ならびにキロ程

(2)名塩緑ヶ丘・名塩美山・生野高原(3～4便)

停留所名	位 置	キロ程		備 考
JR西宮名塩駅	(新設) 兵庫県西宮市名塩新町5021-7先	(往路)	(復路)	
阪急BUS赤坂峠バス停	(新設) 西宮市塩瀬町名塩字谷口4637-2番地先	4.7		
赤坂公園前	(新設) 兵庫県西宮市名塩赤坂13	0.6		
緑ヶ丘 北	(新設) 西宮市名塩赤坂16-7	0.2		
緑ヶ丘 南	(新設) 西宮市名塩赤坂10-3	0.4		
名塩美山 国見公園東側	(新設) 西宮市名塩美山4-15先	2.4		
生野高原 自治会館前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-1021	0.8		
クリーンST 109前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-93の西側	0.3		
北小公園前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-383の北側	0.3		
クリーンST 111前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-568	0.5		
コミュニティプラザ前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-1022	0.6		
名塩美山 国見公園西側	(新設) 西宮市名塩美山4-1先	0.4		
阪急BUS赤坂峠バス停	(新設) 西宮市塩瀬町名塩字谷口4637-2番地先	2.0		
JR西宮名塩駅	(新設) 兵庫県西宮市名塩新町5021-7先	4.7		
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
計		17.9		

停留所の名称および位置ならびにキロ程

(3)生野高原(早朝便)

停留所名	位 置	キ口程	備 考
------	-----	-----	-----

生野高原 自治会館前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-1021	(往路)	(復路)	
名塩美山 国見公園西側	(新設) 西宮市名塩美山4-15先	0.7		
阪急BUS赤坂峠バス停	(新設) 西宮市塩瀬町名塩字谷口4637-2番地先	1.8		
JR西宮名塩駅	(新設) 兵庫県西宮市名塩新町5021-7先	4.7		
計		7.2		

[illegible]

停留所の名称および位置ならびにキロ程

(4)名塩平成台・名塩緑ヶ丘・名塩美山・生野高原

停留所名	位 置	キロ程		備 考
JR西宮名塩駅	(新設) 兵庫県西宮市名塩新町5021-7先	(往路)	(復路)	
平成台 三叉路	(新設) 兵庫県西宮市名塩平成台26-1	2.9		
平成台 山手	(新設) 兵庫県西宮市名塩平成台19-8	0.4		
平成台 西	(新設) 兵庫県西宮市名塩平成台4-11	0.4		
平成台 自治会館前	(新設) 兵庫県西宮市名塩平成台545-32	0.6		
平成台 東階段口	(新設) 兵庫県西宮市名塩平成台40-9	0.4		
阪急BUS赤坂峠バス停	(新設) 西宮市塩瀬町名塩字谷口4637-2番地先	2.1		
赤坂公園前	(新設) 兵庫県西宮市名塩赤坂13	0.7		
緑ヶ丘 北	(新設) 西宮市名塩赤坂16-7	0.2		
緑ヶ丘 南	(新設) 西宮市名塩赤坂10-3	0.4		
名塩美山 国見公園東側	(新設) 西宮市名塩美山4-15先	2.4		
生野高原 自治会館前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-1021	0.8		
クリーンST 109前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-93の西側	0.3		
北小公園前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-383の北側	0.3		
クリーンST 111前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-568	0.5		
コミュニティプラザ前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-1022	0.6		
JR西宮名塩駅	(新設) 兵庫県西宮市名塩新町5021-7先	4.7		
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
計		17.7		

停留所の名称および位置ならびにキロ程

柏尾台・青葉台、箕谷駅、生野高原
(通常便①)

停留所名	位 置	キロ程		備 考
		(往路)	(復路)	
柏尾台南	(新設) 神戸市北区柏尾台22地先			
		0.2		
柏尾台中	(新設) 神戸市北区柏尾台4－17地先			
		0.2		
柏尾台北	(新設) 神戸市北区柏尾台6－1地先			
		0.1		
大塚山北公園	(新設) 神戸市北区柏尾台8－1地先			
		1.7		
青葉台①	(新設) 神戸市北区青葉台20－1			
		0.1		
青葉台②	(新設) 神戸市北区青葉台21－13			
		0.1		
自治会館前	(新設) 神戸市北区青葉台40－10			
		0.3		
青葉台③	(新設) 神戸市北区青葉台31－8			
		0.2		
青葉台④	(新設) 神戸市北区青葉台23－1			
		0.6		
小橋	(新設) 神戸市北区山田町下谷上小橋1			
		0.6		
箕谷駅前	(新設) 神戸市北区山田町下谷上箕谷19			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
計		4.1		

停留所の名称および位置ならびにキロ程

柏尾台・青葉台、箕谷駅、生野高原
(通常便②)

停留所名	位 置	キロ程		備 考
神戸北町	(新設) 神戸市北区日の峰2ー7	(往路)	(復路)	
柏尾台南	(新設) 神戸市北区柏尾台22地先	2.6		
柏尾台中	(新設) 神戸市北区柏尾台4ー17地先	0.2		
柏尾台北	(新設) 神戸市北区柏尾台6ー1地先	0.2		
大塚山北公園	(新設) 神戸市北区柏尾台8ー1地先	0.1		
青葉台①	(新設) 神戸市北区青葉台20ー1	1.7		
青葉台②	(新設) 神戸市北区青葉台21ー13	0.1		
自治会館前	(新設) 神戸市北区青葉台40ー10	0.1		
青葉台③	(新設) 神戸市北区青葉台31ー8	0.3		
青葉台④	(新設) 神戸市北区青葉台23ー1	0.2		
小橋	(新設) 神戸市北区山田町下谷上小橋1	0.6		
箕谷駅前	(新設) 神戸市北区山田町下谷上箕谷19	0.6		
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
計		6.7		

停留所の名称および位置ならびにキロ程

柏尾台クラブハウス、小橋、山田小学校前
(朝便)

停留所名	位 置	キロ程		備 考
柏尾台クラブハウス	(新設) 神戸市北区柏尾台3-1	(往路)	(復路)	
小橋	(新設) 神戸市北区山田町下谷上小橋1	2.6		
山田小学校前	(新設) 神戸市北区山田町中30-2	2.9		
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
計		5.5		

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
西宮市 ・神戸市	阪急タクシー 株式会社	(1) 名塩緑ヶ丘・名塩美 山・生野高原 (1～2便)	JR西宮 名塩駅	名塩緑ヶ丘・ 名塩美山・生 野高原	JR西宮 名塩駅	往 17.9km 復 (循環)	245日	490回			路線定期	②(2)	JR西宮名塩駅でJR宝塚線 と接続 阪急BUS赤坂峠バス停で 阪急バス有馬線と接続	③
		(2) 名塩緑ヶ丘・名塩美 山・生野高原 (3～4便)	JR西宮 名塩駅	名塩緑ヶ丘・ 名塩美山・生 野高原	JR西宮 名塩駅	往 17.9km 復 (循環)	245日	490回			路線定期	②(2)	JR西宮名塩駅でJR宝塚線 と接続 阪急BUS赤坂峠バス停で 阪急バス有馬線と接続	③
		(3) 生野高原(早朝便)	生野高原 自治会館前	名塩美山	JR西宮 名塩駅	往 7.2km 復 km	245日	245回			路線定期	②(2)	JR西宮名塩駅でJR宝塚線 と接続 阪急BUS赤坂峠バス停で 阪急バス有馬線と接続	③
		(4) 名塩平成台・名塩 緑ヶ丘・名塩美山・生 野高原	JR西宮 名塩駅	名塩平成台・ 名塩緑ヶ丘・ 名塩美山・生 野高原	JR西宮 名塩駅	往 17.7km 復 (循環)	245日	245回			路線定期	②(2)	JR西宮名塩駅でJR宝塚線 と接続 阪急BUS赤坂峠バス停で 阪急バス有馬線と接続	③
神戸市	神鉄タクシー 株式会社	(5) 柏尾台・青葉台、箕谷駅 (通常便①)	柏尾台 南	柏尾台・ 青葉台	箕谷駅	往 4.1 km 復 km	173日	86.5回			路線定期	②(2)	箕谷駅で、神戸電鉄有馬 線に接続	③
		(6) 柏尾台・青葉台、箕谷駅 (通常便②)	神戸北 町	柏尾台・ 青葉台	箕谷駅	往 6.7 km 復 6.7 km	173日	1124.5回			路線定期	②(2)	箕谷駅で、神戸電鉄有馬 線に接続	③
		(7) 柏尾台クラブハウス、小 橋、山田小学校前 (朝便)	柏尾台 クラブ ハウス	小橋	山田小 学校前	往 5.5 km 復 km	106日	53回			路線定期	②(2)	小橋で、神姫バス小橋バス 停(社(車庫前)―三宮線、吉 川図書館―三宮線)に接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	神戸市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	—
交通不便地域等	2303

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
859	神戸市北区道場町生野	局長指定
294	神戸市北区柏尾台	局長指定
1150	神戸市北区青葉台	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
神戸市地域公共交通計画	2017年3月策定 (2027年3月改訂)	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

国土交通大臣

氏名又は名称 神戸市地域公共交通活性化協議会
住 所 神戸市中央区浜辺通 2 丁目 1 番 30 号
三宮国際ビル 6 階
代表者氏名 会長 小谷 通泰

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 7 年 9 月 17 日付け第 287 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

- 変更日
令和 8 年 4 月 1 日
- 変更箇所
 - ・ 車両減価償却費等国庫補助金の額
 - 当初・・・839 千円
 - 変更後・・・275 千円
- 変更理由
運行事業者の減価償却方法の変更に伴い、減価償却費補助の算定式を見直す必要が生じたため。

表6 車両の取得計画の概要

[illegible]

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿 京阪神	2～3	社～三木営業所～明石駅前 三木営業所～養田～西神中央駅前	第12・15号	第14・17号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目の みタ)の額=ラ	普通償却限度額 (円) (定率法) $\text{ラ} \times 0.4 = \text{ム}$ (定額法) $\text{ナ} \times 0.2 =$	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) $\text{ム} + \text{ウ} = \text{ノ}$	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少 ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 $\text{ク} \times \text{ヤ} \div 12$ (月) = マ (最終年度) $\text{ク} = \text{マ}$	計画額(千円) $\text{マ} \times 1/2 = \text{ケ}$	* 残存価格 (円) $\text{ラ} - \text{マ} = \text{フ}$
2	15,000,000	3,960,000	3,000,000	0	3,000,000	649,618	649,618	12	649,618 円	324.8	3,310,382
3	15,000,000	3,960,000	3,000,000	0	3,000,000	649,618	649,618	12	649,618 円	324.8	3,310,382
計	30,000,000	7,920,000	6,000,000	0	6,000,000	1,299,236	1,299,236		1,299 千円	649	6,620,764

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対 象額(円) ナの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) $\text{ア} \times 1/2 = \text{サ}$
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	計画額(千円) ケ+サ
1,299	649

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック名	申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿 京阪神	2～3	86,000円	13%	562,000円	87%			1,600円		
合計		86,000円		562,000円				1,600円		

令和8年度 バス対策(国庫協調補助路線維持)費補助事業(車両購入費補助)の内容(変更申請)

記

1 交付を受けようとする補助金の額

購入年度	車両数 A	補助対象経費 B
令和5年度	2 両	649 千円

負担者	補助率 C	補助金額 $A \times B \times C$	補助金額(予定) 令和9年度以降	補助金の額(予定) 合計(償却済含む)
国	1/2	649 千円	865 千円	12,554 千円
県+市町	1/2	645 千円	858 千円	12,517 千円
事業者(端数)		4 千円	7 千円	37 千円
補助合計		1,298 千円	1,730 千円	25,108 千円

2 各市町の負担額について

負担者	補助率 D	補助金額 国補助金額×D	補助金額(予定) 令和9年度以降	補助金の額(予定) 合計(償却済含む)
加東市	9.5%	61 千円	81 千円	1,190 千円
小野市	22.3%	144 千円	192 千円	2,775 千円
三木市	18.4%	119 千円	158 千円	2,319 千円
神戸市	42.4%	275 千円	366 千円	5,343 千円
明石市	7.1%	46 千円	61 千円	890 千円
市・町補助合計		645 千円	858 千円	12,517 千円
自社負担(端数)		4 千円	7 千円	37 千円
		649 千円	865 千円	12,554 千円

※各市町補助金の額は、国補助金額の同額を各市町実車走行キロ比率により按分し算出
※申請金額には路線補助同様、兵庫県負担額を含む